

令和3年度 新宿区公衆喫煙所整備費助成ご案内

望まない受動喫煙を生じさせない社会環境の整備推進の一環として、新宿区内で、新たに「誰もが利用できる喫煙所（公衆喫煙所）」を整備する場合、設置等費用を助成します。

募集期間 令和3年4月19日（月）～12月28日（火）

（先着順に受付・予算額に達した時点で受付終了）

※工事は、令和4年2月28日（月）までに実績報告書を提出できるよう完了しなければなりません。

工事前に事前申請が必要なため、まずはお相談ください。

（新宿区健康部衛生課管理係 ☎03-5273-3838）

助成内容

公衆喫煙所を設置・改修・移設する際の整備経費の助成

（対象経費：工事費・設計費・備品・機械装置費等 ※消費税相当額は経費に含まれません）

助成率

対象経費の10/10

助成限度額

- ① 屋内及び屋外コンテナ型公衆喫煙所 1,000万円
- ② 屋外パーテーション型公衆喫煙所 600万円

助成対象者

- ① 区内の建物を所有又は使用する者
- ② 区内の土地を所有又は使用する者

助成設置場所

- ① 新宿区内であること
- ② 健康増進法第28条第5号に定める第一種施設に該当する場所でないこと
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及びこれらに類する事業を営む施設内でないこと

助成要件

- ① 公衆喫煙所の床面積が概ね5㎡以上であること
- ② 一般に開放すること・無料で利用できること
- ③ 概ね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること
- ④ 国・都などから補助金を受けておらず、少なくとも整備後、屋内・屋外コンテナ型は5年間、屋外パーテーション型は10年間運営を行うこと
- ⑤ 区が指定する場所に、区が指示する内容を記載した案内表示をすること
- ⑥ 公衆喫煙所の所在地等を新宿区ホームページ等に掲載し、広く一般に周知することが出来る状態にあること
- ⑦ 法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること
- ⑧ 公衆喫煙所の設置等について、あらかじめ近隣の居住者、テナント、町会、商店会等に周知し、理解が得られていること
- ⑨ 望まない受動喫煙を生じさせることがないよう十分な措置をとること
- ⑩ 法令等で規定する基準を満たしたものであること
- ⑪ 屋内型は、壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖型の構造物であること
- ⑫ 屋外型は、コンテナやパーテーション等で区画し、建物の入口や窓、人の往来が多い区域等から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮すること



手続きの流れ

まずはお問合せを！

申請（書類作成・提出）

提出書類（詳細は、別紙チェックリスト参照）
公衆喫煙所整備費助成金交付申請書
登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
設置場所の周辺地図、公衆喫煙所の図面
設置等経費の見積書の写し
同意書（所有者の同意書など）
その他区長が必要と認める書類



屋外（パーティション型）イメージ

審査・決定

現地確認と提出書類の審査をします。
適当であると認めるときは、助成金交付決定通知書により通知します。

工事契約・発注・施工～完了まで

交付決定通知が届いてから、工事に着手してください。
申請時の工事内容を変更する場合は、「変更申請書」により申請してください。
※工事は、令和4年2月28日(月)までに実績報告書が提出できるよう完了させてください。

完了報告

実績報告書を提出してください。（最終提出期限：令和4年2月28日(月)）
添付書類 設置工事等に係る領収書の写し
工事経費の内訳が分かる書類
その他区長が必要と認めるもの

助成額の確定・助成金の請求

現地調査等による審査の上、助成額を確定し通知します。
確定額の「交付請求書」を提出してください。

助成金の交付！

※助成金の交付後、公衆喫煙所の運営状況を確認します。また、虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けた場合、屋内・屋外コンテナ型は5年以内、屋外パーティション型は10年以内に当該喫煙所を廃止した場合などは、助成決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還していただくことがあります。

まずは、下記までご相談ください。

【問合せ先】健康部衛生課管理係 ☎03-5273-3838